

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
つくばキャンパス構内における撮影に関する取扱要領

令和5年12月18日
制 定

(趣旨)

第1条 この要領は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）つくばキャンパス構内において機構外の者が行う撮影の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要領は、機構において機構外の者が行う撮影（映画、テレビ、動画等の制作のために行う映像撮影又は広告、ポスター、カレンダー、雑誌、教材、資料等の制作のために行う写真撮影をいう。以下同じ。）に適用する。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 機構の依頼に基づく撮影
- (2) 機構の取組等を取材又は報道するために行う撮影

(撮影可能場所)

第3条 撮影が可能な場所は、次に掲げる場所とする。ただし、機構長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) つくばキャンパスの建物外観、屋外（正門、道路等）
- (2) つくばキャンパスの建物内であり、機構の研究活動又は管理運営に支障がなく、かつ安全に撮影ができる区域

(撮影可能日)

第4条 撮影可能日は、機構の研究活動又は管理運営に支障がない日とする。ただし、機構長が特に認めた場合は、この限りでない。

(撮影可能時間)

第5条 撮影可能時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、機構長が認めた場合は、この限りではない。

(撮影の申請)

第6条 撮影を希望する者（以下「申請者」という。）は、別に定める「高エネルギー加速器研究機構 つくばキャンパス構内撮影許可申請書（以下「申請書」という。）」に、撮影内容を明記した企画書等を添えて、原則として撮影希望日の2週間前までに機構長に申請しなければならない。

（撮影の許可）

第7条 機構長は、前条に規定する申請があった場合は、当該申請の内容が適当であり、次に掲げる事項に該当しないと認めるときは、電子メールの交付をもってその撮影を許可する。

- （1）機構の研究活動の妨げになると判断されるもの
- （2）機構の名誉を傷つけると判断されるもの
- （3）その他研究機関としてふさわしくないと判断される場合

2 機構長は、前項に規定する許可に際し、機構内の保全及び適切な管理のため、撮影の許可に条件を付すことができる。

（撮影許可の取消し等）

第8条 機構長は、次のいずれかに該当するときは、撮影の許可を取り消し、撮影を中止させ、又は条件を変更して撮影させることができる。

- （1）機構が第3条に規定する場所を使用する必要性が生じたとき。
- （2）管理上の問題が生じたとき。
- （3）撮影責任者(撮影を許可された申請者をいう。以下同じ。)がこの要領に違反し、又は前条第2項により付された条件に違反したとき。
- （4）申請書に記載された内容が事実と異なるとき。
- （5）機構の指示に従わないとき。
- （6）その他撮影を行うことが適当でないと判断したとき。

2 前項の規定に基づく撮影許可の取消し等により申請者に損害が生じた場合であっても、本機構は当該損害を賠償する責任を負わない。

（撮影料等）

第9条 撮影責任者は、撮影料として下記の料金を請求書に指定された支払期限までに、機構が指定する口座に納付しなければならない。

- （1）構内を使用した時間に1時間当たり50,000円
- （2）第5条第2項の規定による時間に構内を使用した場合は、前項の金額に加え、1時間当たり12,500円を加算する。

2 前項の規定にかかわらず、機構長が特に認めるときは、撮影料の全部又は一部を免除することができる。

(損害賠償保険への加入)

第10条 撮影責任者は、撮影中の事故に備え、損害賠償保険に加入しなければならない。ただし、広告、ポスター、雑誌等の小規模な撮影であって、本機構に対して損害賠償を確約した場合には、この限りでない。

(撮影権の譲渡等の禁止)

第11条 撮影責任者は、撮影の権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(災害対策等)

第12条 撮影責任者は、火災その他の災害発生時への備え並びに撮影関係者及び見学者等の安全管理を行わなければならない。

2 撮影責任者は、第7条第1項により許可された場所以外の場所に撮影関係者、見学者等が立ち入らないよう十分配慮しなければならない。

(工作の禁止)

第13条 撮影責任者は、施設等に特別の工作をしてはならない。また、機構の了承なくコンピュータグラフィックス等で撮影した映像を加工してはならない。

(原状回復)

第14条 撮影責任者は、撮影後直ちに撮影前の原状に回復しなければならない。ただし、貸付条件で別の定めをした場合においては、この限りではない。

(損害賠償)

第15条 撮影責任者は、撮影中に施設及び備品等を損傷、汚損若しくは滅失した場合又は許可条件に違反した場合は、これによって生じた損害を賠償するものとする。

(機構職員の立ち合い)

第16条 撮影責任者は、機構職員の立ち合いなしで撮影を行ってはならない。

(事務)

第17条 撮影に関する事務は、関係部局の協力を得て広報室が行う。

(雑則)

第18条 この要領に基づく撮影で、本機構の不動産、動産の利用が必要となる場合においては、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構固定資産管理規則、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構不動産貸付要領及び大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構動産等管理事務取扱要領は適用せず、それらに基づく貸付料も発生しない。

附 則

この要領は、令和5年12月18日から実施する。